

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成19年9月28日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条第2項中「教育環境整備室長」の右に「小中一貫教育推進室長」を加え、同条第13項を次のように改める。

13 課長（体育健康教育室の子ども安全課長等を除き、生涯学習部の生涯学習推進課長等を含む。）、教育環境整備室長、小中一貫教育推進室長、音楽高校改革推進・建設室長又は教員養成支援室長事故あるときは、その代決事項は、所管事務につき、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、室長補佐、係長又は担当係長が代決することができる。

第3条第14項中「音楽高校改革推進・建設室長、教員養成支援室長、」を削り、同条第17項中「総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長」の右に「総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長」を加える。

別表部長、京都まなびの街 生き方探究館長、体育健康教育室長、総合教育センター所長、教育相談総合センター所長、子育て支援総合センターこどもみらい館長、生涯学習総合センター所長、中央図書館長、伏見中央図書館長、醍醐中央図書館長、学校歴史博物館長、青少年科学センター所長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「生涯学習

総合センター所長，中央図書館長」を「生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長」に，「学校歴史博物館長，青少年科学センター所長」を「学校歴史博物館事務局長，青少年科学センター事務局長」に改める。

別表指導部長の項第4号中「第107条」を「附則第9条」に改める。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等を除く。），教育環境整備室長，音楽高校改革推進・建設室長，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，企画推進室長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長，右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「教育環境整備室長」の右に「，小中一貫教育推進室長」を，「総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長」の右に「，総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長」を加える。

附 則

この訓令は，平成19年10月1日から施行する。ただし，別表指導部長の項の改正規定は，学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）